

条番号	現行	変更後
fincode byGMO 利用規約集 fincode byGMO 利用規約第 7 章第 89 条 (3) 本サービス	(3) 本サービス バーチャル口座に入金される代金等に関するデータ処理及び当該代金の支払いに関するサービスであって、本章が定めるもの	(3) 本サービス バーチャル口座に入金される代金等に関するデータ処理及び当該代金の支払いに関するサービスであって、本章が定めるもの (本条第 5 号に定める本オプション機能を含む)
fincode byGMO 利用規約集 fincode byGMO 利用規約第 7 章第 89 条 (5) 本オプション機能	(追加)	(5) 本オプション機能 本サービスの一部を構成し単独では利用することができないものであって、利用者の選択により任意に利用できる、入金可能額設定機能、銀行振込 (バーチャル口座) 一括決済、固定バーチャル口座発行機能、の全部又はいずれかを指す。いずれの機能も、その内容は別途バーチャル口座決済事業者及び EP の定めるところによるものとし、利用者は、各機能について、EP 所定の利用手続を行い、かつ、EP 所定の利用手数料等 (本規約第 6 条 (利用手数料) 又は第 2 1 条 (本規約の変更) の定めに基づき変更した場合は変更後のものを指す) を負担するものとする
fincode byGMO 利用規約集 fincode byGMO 利用規約第 7 章第 90 条 1	1. 利用者は、利用者が通信販売をする商品を買った買主が、代金等の決済を銀行振込 (バーチャル口座) によって行う旨の意思表示をした場合、EP に対し、インターネット回線を通じた EP 所定の方法により買主が払うべき代金額、買主のメールアドレス、利用者指定の入金期限その他 EP 所定の情報を通知したうえでバーチャル口座の割当てを依頼し、EP はこれを受けて、当該代金決済のためのバーチャル口座を割当てる。	1. 利用者は、利用者が通信販売をする商品を買った買主が、代金等の決済を銀行振込 (バーチャル口座) によって行う旨の意思表示をした場合、EP に対し、インターネット回線を通じた EP 所定の方法により買主が払うべき代金額、買主のメールアドレス、利用者指定の入金期限その他 EP 所定の情報を通知したうえでバーチャル口座の割当てを依頼し、EP はこれを受けて、当該代金決済のためのバーチャル口座を割当てる。但し、固定バーチャル口座発行機能を利用する場合についてはこの限りではなく、利用者の任意の時期に EP に EP 所定の情報を通知したうえで割当てを依頼し、EP はこれを受けて割り当てることができる。

<p>fncode byGMO 利用規約集 fncode byGMO 利用規約第 7 章第 92 条 2</p>	<p>2. 割当口座に係る口座名義は、「ジーエムオーイプシロン (カ)」の前に、利用者が提供する商品のうち、任意名口座を利用してその対価等を受領する商品の名称(かかる商品の名称が変更された場合は、当該変更後の商品の名称とする)を含むものに限定するものとする。</p>	<p>2. 割当口座に係る口座名義は、「ジーエムオーイプシロン (カ)」の前に、口座を発行する利用者の名称及びそのサービスの名称(かかる名称が変更された場合は、当該変更後名称とする)を含むものに限定するものとする。</p>
<p>fncode byGMO 利用規約集 fncode byGMO 利用規約第 7 章第 93 条 3</p>	<p>3. EP は、割り当てたバーチャル口座に入金があった金額を利用者に引渡せば足りるものとし、買主がバーチャル口座に代金支払がなされること、その金額が代金額と一致することを何ら保証するものではない。買主による代金の不払い又は代金額の誤りに起因する買主との紛議については、利用者が自己の費用と責任をもってこれを解決するものとし、EP に一切の迷惑をかけない。</p>	<p>3. EP は、割り当てたバーチャル口座に入金があった金額を利用者に引渡せば足りる(ただし、次条各号のいずれかに該当する場合において EP は当該引渡しを行わないことができる)ものとし、買主がバーチャル口座に代金支払がなされること、その金額が代金額と一致することを何ら保証するものではない。買主による代金の不払い又は代金額の誤りに起因する買主との紛議については、利用者が自己の費用と責任をもってこれを解決するものとし、EP に一切の迷惑をかけない。</p>
<p>fncode byGMO 利用規約集 fncode byGMO 利用規約第 7 章第 94 条 (2)</p>	<p>(追加)</p>	<p>(2)利用者が本オプション機能のうち入金可能額設定機能を利用している場合であって買主が支払った入金額と設定金額との間に相違があった場合</p>
<p>fncode byGMO 利用規約集 fncode byGMO 利用規約第 7 章第 94 条 (3)</p>	<p>(2) その他 EP の責めに帰すべからざる事項(通信回線の輻輳による通信回線の不通等を含むがこれに限定されない)による場合</p>	<p>(3) その他 EP の責めに帰すべからざる事項(通信回線の輻輳による通信回線の不通等を含むがこれに限定されない)による場合</p>